

# データブック 国際労働比較 2010

Databook of International Labour Statistics



A5判 306頁 2010年3月刊  
定価 1,575円 (税込)

## 非正規・有期雇用のデータ紹介

『データブック国際労働比較』は、労働に関する各種統計指標及び統計数値を理解する上で参考となる制度を、国際比較が可能な資料集として編集・作成したものです。2010年版は、28の「グラフと解説」、146の「統計・制度表」の他、コラムを盛り込んでいます。2010年版の中から特集のテーマに関連する「就業者に占める短時間労働者の割合」「フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）」「労働者に占める派遣労働者の割合」「英米独仏の労働者派遣事業」のデータを紹介します。

### 就業者に占める短時間労働者<sup>1)</sup>の割合

#### Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)

(%)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2) 3)</sup>	JPN	—	16.3	18.2	18.1	18.3	18.0	18.9	19.6
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	14.0	12.6	13.2	13.2	12.8	12.6	12.0	12.2
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.9	18.5	18.3	18.1	18.2	18.4
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	22.3	23.0	23.7	24.0	23.4	23.3	23.0	22.9
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	14.2	17.6	19.6	20.1	21.8	22.0	22.2	22.1
フランス <sup>5)</sup>	FRA	14.2	14.2	12.9	13.3	13.4	13.3	13.4	13.4
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	10.5	12.2	12.0	14.8	14.6	14.9	15.1	16.3
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	29.4	32.1	34.6	35.0	35.7	35.5	36.1	36.1
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	16.9	16.1	15.7	17.3	17.6	18.1	17.7	18.0
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	15.1	14.0	14.1	14.4	13.5	13.4	14.4	14.4
フィンランド	FIN	8.7	10.4	11.3	11.3	11.2	11.4	11.7	11.5
ノルウェー <sup>5)</sup>	NOR	21.4	20.2	21.0	21.1	20.8	21.1	20.4	20.3
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	4.3	7.0	7.7	8.4	9.0	8.8	8.9	9.3
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	24.3	23.8	24.0	23.9	23.7	23.8
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	22.3	22.0	21.7	21.3	22.0	22.4

(男性/Male)

(%)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2) 3)</sup>	JPN	—	7.4	8.9	8.8	8.8	8.5	9.2	9.9
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	8.3	7.7	8.0	8.1	7.8	7.8	7.2	7.5
カナダ	CAN	10.8	10.3	11.1	10.9	10.8	10.9	11.0	11.3
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	7.4	8.6	9.7	9.7	9.8	9.9	9.8	10.2
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	3.4	4.8	5.9	6.3	7.4	7.6	7.9	8.2
フランス <sup>5)</sup>	FRA	5.6	5.5	4.7	4.7	5.2	5.2	5.0	5.2
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	4.8	5.7	4.9	5.6	5.1	5.3	5.4	6.6
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	11.8	13.4	14.8	15.1	15.3	15.8	16.2	16.2
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	9.7	9.3	10.4	11.5	11.8	11.4	12.4	12.9
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	6.8	7.3	7.9	8.5	8.5	8.4	9.5	9.6
フィンランド	FIN	5.9	7.1	8.0	8.0	7.9	8.1	8.2	8.2
ノルウェー <sup>5)</sup>	NOR	7.6	8.7	9.9	10.3	10.0	10.6	10.5	10.9
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	2.8	5.1	5.3	5.9	6.5	6.3	6.3	6.5
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	12.2	12.0	12.0	12.2	12.3	12.3
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	10.8	10.7	10.2	10.1	11.2	11.6

(女性/Female)

(%)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2) 3)</sup>	JPN	—	29.1	31.4	31.3	31.7	31.3	32.6	33.2
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	20.2	18.0	18.8	18.8	18.3	17.8	17.1	17.0
カナダ	CAN	28.5	27.2	27.9	27.2	26.9	26.2	26.1	26.4
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	40.8	40.8	40.0	40.3	39.1	38.7	38.4	37.7
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	29.1	33.9	36.3	37.0	39.4	39.1	39.2	38.6
フランス <sup>5)</sup>	FRA	24.8	24.9	22.7	23.4	23.0	22.6	23.1	22.7
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	21.1	23.4	23.6	28.7	29.2	29.4	29.9	31.0
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	55.1	57.2	59.7	60.2	60.9	59.7	60.0	59.9
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	25.8	24.0	21.8	24.0	24.4	25.6	23.9	23.7
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	24.1	21.4	20.6	20.8	19.0	19.0	19.7	19.6
フィンランド	FIN	11.7	13.9	15.0	14.9	14.8	14.9	15.5	15.1
ノルウェー <sup>5)</sup>	NOR	37.5	33.4	33.4	33.2	32.9	32.9	31.6	30.8
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	6.6	9.8	11.2	11.9	12.5	12.3	12.5	13.2
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	39.3	38.4	38.7	38.2	37.7	37.7
ニュージーランド	NZL	35.4	35.8	35.8	35.4	35.3	34.5	34.7	35.0

資料出所 OECD database "Incidence of FTPT employment" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年9月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報（基本集計）」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

### 短時間労働者に占める女性の割合<sup>1)</sup>

#### Women's share in part-time employment

(%)

国 Country	1995 年/Year	2000	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本 <sup>2) 3)</sup>	JPN	—	73.1	71.0	71.4	71.8	72.4	71.5	70.4
アメリカ <sup>4)</sup>	USA	68.7	68.1	68.8	68.3	68.4	67.8	68.8	68.1
カナダ	CAN	68.8	69.2	68.8	68.8	68.6	68.1	68.0	67.8
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	81.7	79.4	78.1	78.3	77.4	77.2	77.0	76.1
ドイツ <sup>5)</sup>	DEU	86.3	84.5	83.3	82.8	81.4	81.2	80.7	79.9
フランス <sup>5)</sup>	FRA	77.9	78.8	80.5	80.7	79.2	78.8	80.3	79.5
イタリア <sup>5)</sup>	ITA	70.8	70.5	74.7	77.1	79.0	78.4	78.5	75.8
オランダ <sup>5)</sup>	NLD	76.2	76.2	76.1	76.0	76.3	75.5	75.4	75.5
デンマーク <sup>5)</sup>	DNK	68.1	69.4	64.5	64.5	63.8	66.2	62.8	61.7
スウェーデン <sup>5)</sup>	SWE	76.8	72.9	70.8	69.5	67.1	67.3	65.0	64.6
フィンランド	FIN	64.6	63.8	63.5	63.3	63.6	62.9	63.7	63.0
ノルウェー <sup>5)</sup>	NOR	80.7	77.0	75.2	74.1	74.6	73.5	72.9	71.7
韓国 <sup>3)</sup>	KOR	61.6	57.7	59.4	59.0	57.9	58.5	58.9	59.0
オーストラリア <sup>5)</sup>	AUS	—	—	72.3	71.9	72.3	72.0	71.5	71.7
ニュージーランド	NZL	74.7	73.3	73.7	73.6	74.8	74.4	72.6	72.3

資料出所 OECD database "Incidence of FTPT employment" (<http://stats.oecd.org/>) 2009年9月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報（基本集計）」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

### フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準（女性）

#### Earnings gap between full-time and part-time workers, female

国 Country	%	(年/Year)
日本	JPN	70.3 (2008)
アメリカ	USA	62.5 (1996)
イギリス	GBR	68.8 (2008)
ドイツ	DEU	87.5 (1995)
スウェーデン	SWE	92.3 (1995)

資料出所 日本：厚生労働省（2009.6）「平成20年賃金構造基本統計調査」

イギリス：Office for National Statistics (2008.11) 2008 Annual Survey of Hours and Earnings

その他：内閣府（2003）「平成15年版男女共同参画白書」

(注) パートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金（所定内給与）に対する割合。

労働者に占める派遣労働者の割合  
Temporary agency workers as a proportion of total workforce

国 Country	2000 年/Year	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	
日本	JPN	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.6	1.8	2.1	2.2
アメリカ	USA	1.8	1.5	1.4	1.6	1.7	1.9	1.9	2.0	1.8
イギリス	GBR	3.8	3.8	3.8	4.0	4.2	4.3	4.5	4.8	4.1
ドイツ	DEU	0.8	0.8	0.7	0.8	0.9	1.0	1.3	1.6	1.9
フランス	FRA	2.6	2.5	2.4	2.3	2.4	2.4	2.4	2.5	2.3
イタリア	ITA	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.7	0.7	1.0	—
オランダ	NLD	2.3	2.2	2.1	1.9	1.9	2.2	2.5	2.8	2.9
ベルギー	BEL	1.7	1.7	1.6	1.6	1.8	1.9	2.1	2.2	2.1
ルクセンブルク	LUX	1.9	2.0	2.2	2.3	2.1	2.3	2.4	2.4	2.0
デンマーク	DNK	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.6	0.8	0.8	—
スウェーデン	SWE	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8	1.3	1.4
フィンランド	FIN	0.4	0.5	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7	1.1	1.3
ノルウェー	NOR	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.7	1.0	1.0	1.0
オーストリア	AUT	0.8	0.9	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5	1.5	2.0

資料出所 CIETT (2009) Agency Work Key Indicators

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

労働者派遣事業  
Temporary employment agency services

国	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦法レベルでは、人材派遣業に関する規制は存在しないが、州レベルでは、届出・登録を求める規制もみられる（マサチューセッツ州、ニュージャージー州、ノースカロライナ州等）。</li> <li>人材派遣会社及び顧客企業は、派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。</li> <li>派遣業界団体は、アメリカ人材派遣業協会（ASA）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数：122万人（2005年、労働統計局）</li> <li>主な業種：サービス業、製造業、卸小売業</li> <li>主な業務：生産・輸送・運搬職30.1%，事務・管理サポート職24.8%，サービス職15.6%，専門職・関連職12.7%，経営・管理・財務職7.6%，販売職2.1%（2005年、労働統計局）</li> <li>若年層の割合：49.1%（2005年、労働統計局）</li> <li>男女比：男性47.2%，女性52.8%（2005年、労働統計局）</li> <li>派遣期間：6か月未満42.6%，6～12か月28.3%，1～4年未満15.9%，4～9年未満7.0%，9年以上1.0%（1997年、Monthly Labor Review）</li> </ul>
イギリス <sup>1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>根拠法：1973年職業紹介法（許可制ベース）。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食品加工など一部の業種への派遣について許可制となった。2003年法で派遣規制をさらに緩和し、手続きの簡素化を実施するとともに、派遣労働者の権利拡充（手数料規制強化、派遣先企業における労働安全衛生に対する派遣会社の責任明示、派遣会社に対する労働者への労働条件の周知義務等）。</li> <li>取扱職種、派遣期間、事由の制限、均等待遇原則（同一労働同一賃金）は設けられていない。ただし、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。</li> <li>派遣業者67%をカバーする派遣業界団体であるRECによる自己規制メカニズム（行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度）が整備されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣労働者数：152万人（雇用者全体に占める割合は5.2%）（派遣事業者調査、2007年）<sup>1)</sup></li> <li>主な業種：農林水産・エネルギー・建設業5%，製造業20%，流通・宿泊・飲食店7%，運輸・通信11%，銀行・金融・保険27%，公務29%（労働力調査、2007年）</li> <li>主な職種：秘書・事務26%，基礎的（非熟練）25%，加工・工場労務・機械操作15%，専門職9%，準専門職・技術職7%，対人サービス7%，熟練工4%，販売・顧客サービス4%，管理職・上級職2%（労働力調査、2007年）</li> <li>若年層の割合<sup>2)</sup>：61%（労働力調査、2007年）</li> <li>男女比：女性44%（労働力調査、2007年）</li> <li>派遣期間：3か月未満29%，6か月未満52%，12か月未満71%（労働力調査、2007年）</li> </ul>

<p>ドイツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法：1972年労働者派遣法（2002年大幅改正）</li> <li>・労働者派遣業を行う場合、連邦雇用庁の許可が必要。適用除外業務は、建設業（但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能）。</li> <li>・派遣期間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合、当初3か月であったものが2001年までには24か月となっていたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となった。同改正はまた、賃金、労働条件の均等待遇原則を義務化（実施は2004年より。但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く）。</li> <li>・2002年に制定されたハルツ法により、職業安定所所管の人材サービスエージェンシー（PSA）が就職困難者の紹介予定派遣を実施する枠組みを導入。</li> <li>・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。</li> <li>・派遣業界団体BZAは、行動原則を策定。部門レベルの労働協約あり。BZA以外の業界団体には、IGZ、AMPがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数：約67万4千人（雇用者全体に占める割合は2.5%）出所：2008年、連邦雇用エージェンシー（BA）統計</li> <li>・主な業種：データなし</li> <li>・主な業務：非熟練、金属・機械、事務、サービス、技術（2008年、連邦雇用局）</li> <li>・若年層の割合<sup>2)</sup>：62.3%（2003年）</li> <li>・男女比：男性71.7%、女性28.3%（2008年、BA統計）</li> <li>・派遣期間：1週間未満8.7%、1週間以上3か月未満：42.4%、3か月以上48.9%</li> </ul>
<p>フランス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根拠法：労働者派遣に係る1990年7月12日法（最初の派遣法制定は1972年。これまでの主な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの）。</li> <li>・営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。</li> <li>・産業医としての派遣労働は禁止されている。</li> <li>・派遣労働の利用禁止事由は、（1）争議参加労働者の代替、（2）危険業務、（3）経済的解雇実施後の6か月間、（4）派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用（代替労働、緊急作業の場合を除く）。</li> <li>・恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、（1）代替要員の補充、（2）企業の業務量の一時的変化への対応、（3）本来的に一時的な業務（季節労働等）、（4）雇用政策上の措置（訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働）—のいずれかでなければならない。</li> <li>・派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで（更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可）。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。</li> <li>・派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。</li> <li>・派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。</li> <li>・2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大（職業紹介の解禁）。</li> <li>・労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金（FAFTT）及び派遣労働雇用基金（FPETT）が設けられている。派遣業界団体：PRISME。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣労働者数：約60.4万人（雇用者全体に占める割合は3.3%）</li> <li>・主な業種：製造43.7%、サービス34.8%、建設20.8%、農林水産0.7%</li> <li>・主な業務：非熟練生産労働者38.4%、熟練生産労働者39.6%、事務系労働者13.1%、幹部職・職長・技術者7.4%、上級幹部職1.6%</li> <li>・若年層（34歳以下）の割合：63%</li> <li>・男女比：男性71%、女性29%</li> <li>・平均派遣期間：1.9週</li> </ul>

資料出所 ドイツ：連邦雇用エージェンシー（BA）統計局（2009）*Arbeitsmarkt in Zahlen -Arbeitnehmerüberlassung 2008*  
 フランス：DARES（2009）*Premières Informations Premières Synthèses, 2009-27.4, Dares, juin 2009*, 社会問題・労働・連帯省ホームページ  
 その他：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions（2006）*Temporary Agency Work in an Enlarged European Union*,（社）日本人材派遣協会ホームページ、国際労働財団・雇用・能力開発機構（2007）「非正規雇用者の雇用管理と能力開発に関する国際比較調査」等により労働政策研究・研修機構作成  
 （注）1）イギリスの労働力調査による公式数値は26万人程度（2007年時点）であるが、自己申告に基づくデータであるため、実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため、ビジネス・企業・規制改革省（BERR）が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。  
 2）若年層：34歳以下。